

外国人の就労に関する公的統計の活用範囲

橋本 由紀*¹

要 約

日本で働く外国人の急増とともに、外国人労働者の仕事や生活についてより詳細に把握できるような公的統計の充実が強く要請されるようになってきている。このような流れの中で、2019年に「賃金構造基本統計調査」に在留資格に関する項目が追加され、2023年には「外国人雇用実態調査」が新設された。本稿では、近年整備されたこれらの公的統計を通じて新たに把握できることをまとめる。さらに、外国人の入国在留や就労に関する既存統計である「出入国管理統計」、「在留外国人統計」、「国勢調査」、「外国人雇用状況の届出」についても、特徴と利用時の留意点を紹介する。新旧の公的統計を網羅することで、既存の統計と新統計との包含関係や、新たな統計の有用さを見通すことができる。ただし、いずれの調査統計も外国人の就労を正確に説明できるものではなく、調査の対象範囲や課題を理解した上で各統計を使い分けることが重要である。

キーワード：外国人労働者，在留外国人統計，国勢調査，外国人雇用状況の届出，賃金構造基本統計調査

JEL Classification：J11, J15, J21, Y10

I. はじめに

2008年に約50万人だった日本の外国人労働者数は、2023年には約205万人となり、日本の全雇用者数の3.4%を占めるまでになった(令和6年度経済財政白書)。日本で働く外国人が急増する中で、彼らの仕事や生活について統計データを用いて把握したいという社会的なニーズが高まっている。更に外国人雇用対策もエビデンスに基づいて講ずるべきという政策への要請もある。これらの背景には、統計データが重要で有用な公共財として社会的に広く認識され

るようになったことがある。

その一方で、外国人の仕事や生活の実態を詳らかにするような統計データが十分でないことも、知られるようになってきた。これは、日本の公的統計の多くに、回答者が外国人であるかを聞く設問がないことが大きな原因である。そのため、外国人が調査統計の回答者に含まれていたとしても、外国人に関わる回答だけを抽出集計することができない。調査項目に「国籍」を含む「国勢調査」だけはその例外で、2010年

*1 経済産業研究所上席研究員（政策エコノミスト）

代の終わりまでは、外国人と日本人の属性や就業状況を比較できる唯一の公的統計だった。「就業構造基本統計」や「労働力統計」などの公的統計は、労働政策の基礎資料を提供する基幹統計として、社会情勢に対応しつつ省力化と精度の維持を両立させられるよう、調査方法や項目が絶えず見直されている。だが、これらの統計には調査対象者に日本人と外国人の別を聞く設問がなく、外国人サンプルを識別することができない。そのため、世帯年収や雇用契約期間、転職希望や求職活動などについて、外国人と日本人の異同を確認することもできない。

2000年代に入り外国人労働者が大きく増える中で、外国人の動態をより詳細に把握できるような公的統計の充実を求める声も高まっていった。そして、2008年には「外国人雇用状況の届出」が義務化され、全数調査となった。2019年には、「賃金構造基本統計調査」に在留資格に関する項目が追加された。さらに、2023年には「外国人雇用実態調査」が新設された。このような既存統計の調査対象の拡大や調査項目の追加、新たな公的統計の創設によって、外国人労働者の賃金や日本語能力などが、大規模で精度の高い統計調査を通じてようやく明らかになった。

本稿は、近年に拡充、新設された公的統計によって、新たに把握できる（と期待される）ことをまとめるものである。さらにその前段として、外国人の入国在留や就労に関する既存統計である「出入国管理統計」、「在留外国人統計」、「国勢調査」、「外国人雇用状況の届出」について、これらの統計が何をどこまで明らかにできる（できない）かを整理する。新旧の統計を網羅することで、既存の統計と新統計の包含関係や、なぜ新たな統計を設ける必要があったのかについても見通せるようになる。なお、本稿を通じて、特に断りがない限りは、利用資格を満たす者のみが利用できる個票形式のデータを用いた二次分析は前提とせず、e-Stat（政府統計の総合窓口）等を通じてアクセスできる公表データから分かる各統計の特徴を紹介する。

本稿の構成は、以下の通りである。第Ⅱ節から第Ⅵ節までは、「出入国管理統計」および「在留外国人統計」、「国勢調査」、「外国人雇用状況の届出」、「賃金構造基本統計調査」、「外国人雇用実態調査」の順に、それぞれの公的統計によって分かる外国人在留者・労働者の特徴を整理する。第Ⅶ節ではこれらの調査統計を比較し、第Ⅷ節はまとめである。

Ⅱ．出入国管理統計、在留外国人統計

Ⅱ－1．外国人人口

出入国在留管理庁が実施する「出入国管理統計」は、出入国者数などを集計した月次・年次統計で、「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」は、半期末時点での日本の在留外国人数を集計した統計である。「出入国管理統計」は外国人のフローに関する統計、「在留外国人統計」は

ストックに関する統計と整理され、1960年代から月報や年報が公表、公刊されている¹⁾。

日本に入国・在留する外国人は、日本で行う活動内容や身分・地位に応じた在留資格を取得する必要があり²⁾、両統計は、在留資格別に出入国者数や在留者数を公表している。有効な在留資格がなければ合法的に日本に在留できない

1) 「出入国管理統計」月報の数値は速報値であり、確定値ではない。

2) 「在留資格」とは外国人が日本で行うことができる活動を類型化したもので、出入国在留管理庁が上陸審査・許可の際に外国人に付与する資格である。

ので、有効な在留資格をもつ外国人数を報告する両統計は、日本の外国人人口のフローとストックを悉皆で把握する母集団とみなすことができる。

しかし、「在留外国人統計」が報告する外国人総数は、調査時点³⁾で日本に居住する外国人の正確な人数を示すものではない。まず、許可された在留期間を超えて日本国内に滞在する不法残留者（2024年7月1日時点で7.8万人）は、「在留外国人統計」の在留者数に含まれない。その一方で、（みなし）再入国許可を得て出国中の外国人は、在留者数に含まれる⁴⁾。2021年に再入国許可により出国した外国人は28.1万人（うちみなし再入国許可により出国した者は23.5万人）だった（2022年版「出入国在留管理」）。これらの外国人のうち、「在留外国人統計」の調査時に出国していた者の人数は集計されていないが、調査時点で日本にいない場合でも日本に住居地があれば、同統計の在留者数に計上される。「出入国管理統計」から「再入国の許可を得ている入国外国人」の在留資格をみると、「技能実習」や「特定技能」は非常に少なく、「永住者」や「技術・人文・国際業務」が多いことがわかる。

II-2. 外国人労働者数の類推

「出入国管理統計」と「在留外国人統計」から、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動に従事する外国人（外国人労働者）の数を正確に知ることはできない。両統計を用いる場合は、在留資格グループごとの就労要件や在留実態を踏まえて外国人労働者数を類推することになる。

日本の在留資格制度では、日本に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）の別表第一の「一の表」から「五の表」

と別表第二に該当する6グループと、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法が定める「特別永住者」に類型化される（表1）。別表第一の「一の表」及び「二の表」の表に該当する在留資格（就労資格）を有する者は、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動を行うことができる。就労資格を許可された外国人は、労働者として日本に入国、在留するので、「一の表」及び「二の表」に該当する在留資格を有する者は、外国人労働者とみなしうる。

これに対して、入管法別表第一の「三の表」及び「四の表」の「留学」や「家族滞在」などは「非就労資格」と呼称され、就労が認められない。また、別表第一の「五の表」の「特定活動」は、活動内容により、就労が認められる場合と認められない場合がある。だが、就労が認められない「特定活動」在留者の家族や「非就労資格」者も、出入国在留管理庁から「資格外活動許可」を受けることで、一定の範囲内で就労することができる。

「特定活動」は、「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」が該当し、活動内容は「平成2年5月24日法務省告示第131号」で定められ、2024年5月時点では告示54号までの活動が指定されている⁵⁾。また、告示に定められない「告示外」の活動もあり、特定技能への移行準備、大学卒業後の就職活動、帰国が困難な元中長期在留者などが該当する。「特定活動」の在留者7.3万人のうち、人数の多い活動内容は、「特定技能1号移行準備」（1.30万人）、「ワーキング・ホリデー」（1.26万人）、「難民認定手続き中」（0.54万人）、「インターンシップ」（0.40万人）、EPA対象者（0.35万人）である（「在留外国人統計」2023年末時点）。個々の外国人が指定される活動内容と就労の可否は、入国時

3) 毎年6月末と12月末時点。1970年代以降2012年までは12月末現在のみ。

4) みなし再入国許可とは、有効な旅券を所持する在留者のうち、出国から1年以内に再入国する場合には、通常の再入国許可の取得が不要となるもの。

5) https://www.moj.go.jp/isa/policies/bill/nyukan_hourei_h02.html 11, 48, 49号は削除されているため、51種類の活動が該当する。

表1 在留資格の種類

| 法令 | | 在留資格 |
|--|------------|--|
| 入管法別表第一 | 一の表（就労資格） | 外交，公用，教授，芸術，宗教，報道 |
| | 二の表（就労資格） | 高度専門職，経営・管理，法律・会計業務，医療，研究，教育，技術・人文知識・国際業務，企業内転勤，介護，興行，技能，特定技能，技能実習 |
| | 三の表（非就労資格） | 文化活動，短期滞在 |
| | 四の表（非就労資格） | 留学，研修，家族滞在 |
| | 五の表 | 特定活動 |
| 入管法別表第二（居住資格） | | 永住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等，定住者 |
| 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 | | 特別永住者 |

（出所）出入国在留管理庁 HP の「在留資格一覧表」を基に筆者作成

や在留資格変更許可時に交付される「指定書」に記載される⁶⁾。ただし、就労が許可された「特定活動」在留者数は公表されていない。

資格外活動の許可人員は、「出入国管理統計」が公表している。2023年に資格外活動許可を得た外国人は33.4万人で、一度許可を得れば付与された在留資格中は有効となる。新規の許可取得者の在留資格は、「留学」24.3万人、「家族滞在」7.8万人、「その他」1.4万人だった。資格外活動許可を得て働く外国人数は、後述する「外国人雇用状況の届出」が調査している。しかし、フローデータの「出入国管理統計」とストックデータの「外国人雇用状況の届出」という統計の種類の相違、資格外活動許可を得たすべての外国人が就労しているわけではないことから、両統計の数値は一致しない。

入管法別表第二には、「居住資格」と呼称される日本での活動に制限がない身分又は地位に基づく在留資格が分類される。このグループの外国人は158.9万人で、日本の在留外国人の46.6%を占める（「在留外国人統計」2023年末時点）。

居住資格の在留者と「特別永住者」は、在留中の活動に制限がなく長期在留者も多いため、引退した高齢者などの非労働力人口も多い。だが、居住資格在留者と「特別永住者」の労働力状態や就業者数について、「出入国管理統計」と「在留外国人統計」から把握することはできない。

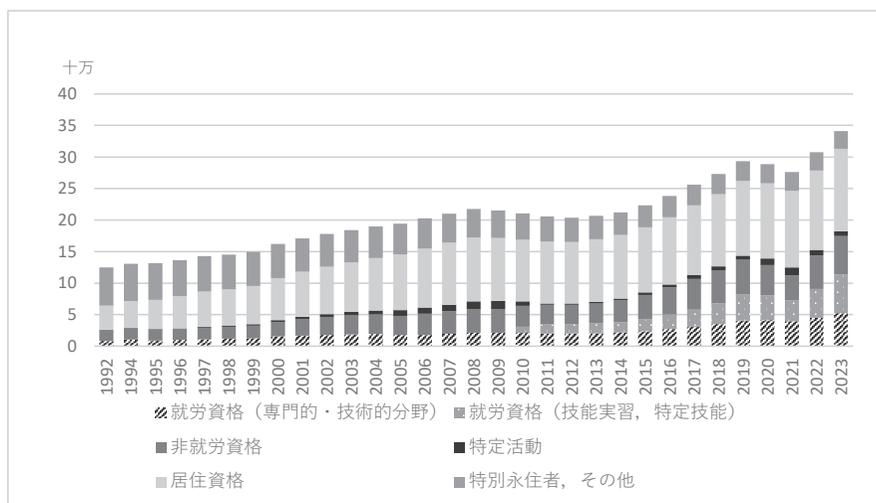
図1と図2は、在留資格類型別の外国人数（「短期滞在」を除く）と各類型グループのシェアに関する推移である。2023年末時点の外国人在留者総数は340万人で、1992年から2023年までの間に2.7倍に増加した。類型別では、就労資格者が13.3倍、非就労資格者が3.6倍、居住資格者が3.4倍であった。その一方で、「特別永住者」は日本国籍取得による帰化や出生数が死亡数を上回る自然減によってほぼ半減し、在留外国人に占める割合も大きく減少した。2000年代までは日系人労働者とその家族の急増によって居住資格者の割合が高まり、2010年代以降は就労資格者の割合が高まっている。この背景には、「技術・人文・国際業務」の対象者や活動範囲の拡大、「技能実習」や「特定

6) 「難民認定手続き中」の者は、難民・補完的保護対象者認定申請書の記載内容によってA案件からD案件に振り分けられ、振分区分により就労の可否や許可までの期間が異なる。2017年までは難民申請から6カ月後に一律で日本での就労を認めていたが、明らかに難民に該当しない申請者の就労を制限するために2018年1月に運用が見直された。難民の認定を受けた外国人は「定住者」の資格が付与され、就労に制限がなくなる。

技能」の創設など出入国在留管理政策の変更がある⁷⁾。

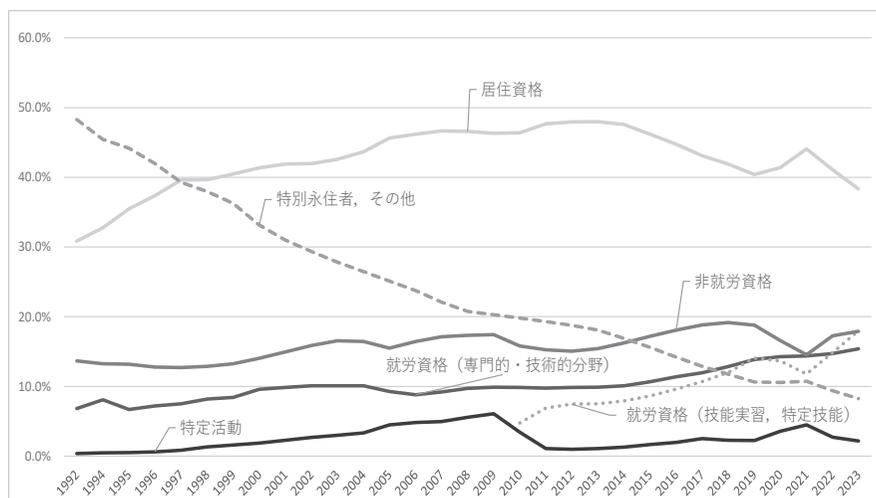
ここまでの議論を踏まえて類推した2023年の外国人労働者数は、237.8万人と算出され

図1 在留資格類型別外国人数



(出所) 在留外国人統計

図2 在留資格類型別外国人の割合



(出所) 在留外国人統計

7) 技能実習制度は1993年に創設されたが、在留資格「技能実習」は2010年に新設された。それ以前は「研修」や「特定活動」の在留資格が付与されていた。図2の2010年前後の「特定活動」の減少は、技能実習生の在留資格が「技能実習」に変更されたことを反映している。在留資格「特定技能」は2019年に新設され、コロナ禍を経て急増している。

る⁸⁾。この数から自営業者 5.5 万人 (2020 年「国勢調査」) と「特別永住者」の推定労働者数 17.0 万人を引いた労働者数 (215.2 万人) は、第Ⅲ節でみる「外国人雇用状況の届出」の外国人労働者数 (204.9 万人) と大きな乖離はない。

Ⅱ－3. 時系列データとしての利用

「出入国管理統計」と「在留外国人統計」を時系列で用いる場合には、いくつかの留意すべき点がある。一点目は、1989 (平成元) 年 12 月 15 日法律第 79 号による入管法改正 (元年改正) 前後の整合性である。在留資格の枠組みは元年改正で大きく変更されたため⁹⁾、元年改正前後では、在留資格名のほか各在留資格の対象者や活動内容も一意に対応しない。そのため両統計の在留資格別の集計データも、改正前後で接合しうるか否かを詳細に検討する必要がある。

二点目は、在留資格「特定活動」の扱いである。技能実習生、高度専門職人材、日系 4 世などは、新たな在留資格が創設されたり既存の在留資格に組み入れられたりする以前は、「特定活動」の資格が付与されていた。「特定活動」に指定される活動内容は多岐にわたり、かつ頻繁に変更されるため、「特定活動」の総数の増減をみることにあまり意味はない。「特定活動」の労働者のトレンドは、活動内容のみで後継の在留資格と紐づけ、整理する必要がある。

三点目は、「登録外国人統計」と「在留外国

人統計」の異同である。2012 年に改正入管法の施行に伴って外国人登録法が廃止され、新たな在留管理制度が導入された。これにより、外国人も日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となった¹⁰⁾。2011 年までの「登録外国人統計」は、外国人登録法に基づき外国人登録を行った外国人を集計していた。ここでは「短期滞在」者や不法残留者も、外国人登録を行えば「登録外国人統計」の集計値に計上されていた。2012 年からは、3 カ月を超えて日本に在留しようとする「中長期在留者」と「特別永住者」が在留外国人として集計されるようになった¹¹⁾。両統計を比較すると、「短期滞在」や「未取得者」などを含む 2011 年の「登録外国人統計」の在留者数 207.9 万人に対し、これらの者を含まない 2012 年の「在留外国人統計」の在留者数は 203.4 万人だった。2011 年の「登録外国人統計」では、短期滞在者 2.4 万人、未取得者 0.4 万人、その他 0.4 万人で、これらの者を含めない在留者数は 204.7 万人となる。よって、2011 年から 2012 年にかけての外国人人口の (見かけ上の) 減少は、集計対象の変更による影響が大きかったとわかる。

ここまでみたように、「出入国管理統計」と「在留外国人統計」も、在留外国人数を正確に把握できているわけではない。それでも外国人出入国者や在留者を悉皆で把握する両統計は、外国人関連の統計の中で最も信頼性の高い統計と位置付けられている。その証拠に、「在留外国人

8) 外交と公用を除く就労資格者 113.8 万人、非就労資格者 (「外国人雇用状況の届出」の「資格外活動」) 35.3 万人、特定活動 6.4 万人、居住資格者 88.2 万人の合計から、失業者数 (2020 年「国勢調査」より 2.4%) を引いた数値。「特定活動」は就労が認められる可能性の高い活動内容の人数を合計し、居住資格者は 15 歳以上人口に対して日本人と同じ労働力率 (61.9%) を仮定している。総数には、就労の可否を判断できない「特定活動」の「その他」(2.4 万人) と一時帰国中の者 (人数不明) が含まれるため、この数値は過大である可能性が高い。

9) 詳細は、福山・橋本 (2025) を参照。

10) 「在留外国人統計」の統計表は、出入国在留管理庁が把握する「住居地」の情報を基に作成されるが、外国人の住居地は住民基本台帳法が定める「住所」の概念と同じではない。このことは、出入国在留管理庁ホームページ「統計 Q&A」にも掲載されている。ただし運用上、住居地を変更した中長期在留者は、移転後 14 日以内に市区町村に届け出る必要があり、届け出た新住所は速やかに出入国在留管理庁に伝達される。そのため、「在留外国人統計」の住居地と「住民基本台帳」の住所はほぼ一致していると考えられる。

11) 「総在留外国人」は、「在留外国人」に、①「3 月」以下の在留期間が決定された者、②「短期滞在」の在留資格者、③「外交」又は「公用」の在留資格者などを加えたものとして定義される。

統計」の原データである在留外国人登録データは、次節でみる「国勢調査」の外国人人口の不
詳補完値の算出にも利用されている。

Ⅲ. 国勢調査

Ⅲ-1. 概要

総務省統計局が実施する「国勢調査」は、日本に住むすべての人と世帯を対象に人口の実態を把握する唯一の全数調査である。この調査結果をもとに法定人口や選挙区の区割りが決定され、地方交付税交付金などが算定される。さらに「国勢調査」は、「労働力調査」や「国民生活基礎調査」などの標本調査のサンプリングフレームとしても利用される。このように「国勢調査」は、総務大臣が指定する特に重要な基幹統計の中でも、最も重要な統計調査と位置付けられている¹²⁾。

「国勢調査」は、調査時に日本国内に常住している者を対象に5年に一度行われ¹³⁾、在留外国人も調査対象に含まれる。外国人については、年齢や性別、配偶関係、国籍などの「人口等基本集計」、労働力状態、仕事の種類や従業上の地位などの「就業状態等基本集計」が、日本人とは別に公表される。ただし、外国人の在留資格は調査項目に含まない。

調査統計である「国勢調査」は、調査員等が世帯を訪問し、調査票（紙）やインターネット回答利用ガイドなどを配布する。2020年調査では、10月7日までにインターネット回答又

は調査票の提出が確認できない場合は、調査員が再度世帯を訪問し回答を督促した。それでも世帯と面接できないなど、調査票の提出を依頼できない場合、調査員が、氏名、性別、世帯員の数の3項目を近隣の世帯等から聴取して調査票を記入する。統計法第13条は、調査対象者が調査票の事項について報告することを義務付けているが、調査票の未回収分を聞き取りで補う比率は近年急速に高まっている（聞き取り率は2000年調査では1.7%、2020年調査では16.3%）¹⁴⁾。

Ⅲ-2. 多言語支援の取組と外国人の別「不詳」者の増加

「国勢調査」では、1980年代後半以降に来日した「ニューカマー」が増えた1990年調査以来、外国人に調査の認知と回答を促す取組が拡充されていった¹⁵⁾。1990年調査では10か国語の「調査票対訳集」が作成され、1995年調査では同対訳集の言語数が15となり、同じ言語数で「外国語連絡票」が作成された。世帯訪問時の便宜を図るために、外国籍の調査員も認められた。2005年調査では、「調査票対訳集」と「外国語連絡票」の言語数が19に増え、2010年調査で

12) 「国勢調査」全体の概要については、宇南山（2022）が詳しい。

13) 令和2年国勢調査は、2020年10月1日午前零時現在、日本の当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者を対象に実施された。

14) 2020年調査の回答は、インターネットが37.9%、郵送が41.9%、調査員への提出が3.3%だった。コロナ禍で実施された2020年調査は、郵送の割合が増加し、調査員への提出割合が大きく減少した。聞き取り調査でも確認できなかった世帯は、住民基本台帳などから人口属性を転載するが、転載された者の数や割合は明らかでない。

15) 「国勢調査」の多言語対応の歴史は、総務省統計局（2024a）を参照。

は27言語に拡大された¹⁶⁾。

2020年調査では、27言語に対応した「外国語調査票（対訳）」や在日外国人向け周知ポスターが用意された。インターネット調査では6言語による回答画面が作成され、10言語対応のコールセンターと20言語対応の三者間通話も導入された。そのほか6か国語版の回答依頼リーフレットやテレビ・ラジオCMによる広報も行われた¹⁷⁾。このような多言語対応によって、日本語の広報媒体や調査票の読解が難しい外国人がより調査に回答しやすくなると期待されるが、外国人世帯の回答方法や回答言語は公表されていない。

上述したように、「国勢調査」の聞き取り率は近年高まっているが、聞き取り調査世帯に占める外国人世帯の割合は明らかでない。ただし、石川（2005）や小池（2022）など「国勢調査」と「在留外国人統計」を比較した論考では、就労目的の外国人が調査に非協力的であるなどの理由から、「国勢調査」の外国人人口が業務統計である「在留外国人統計」よりも少ないと述べている。

調査票（紙）やインターネット調査に回答しなかった世帯について聞き取り調査を行う項目は、世帯の氏名、性別、世帯員数の3項目である。そのため、聞き取り調査の増加は、世帯員の年齢や日本人・外国人の別、国籍が不詳となる者の増加に直結する。表2は、総務省統計局（2024b）やe-Statで公表されている調査結果から、日本人と外国人の回答者数、日本人・外国人の別が「不詳」だった者の数と割合をま

とめたものである。日本人・外国人の別不詳者は、1975年以降徐々に増加し、2020年調査では220.2万人だった。人口総数に占める日本人・外国人の別不詳者の割合も2010年以降急増し、2020年調査では1.75%であった。

Ⅲ－3. 「日本人・外国人の別」の不詳補完

総務省統計局は、2015年調査から、原数値に含まれる各項目の「不詳」をあん分等によって補完した不詳補完値を算出し、参考表として公表している。その理由は「結果利用者の利便性向上を図るため」（総務省統計局2024b）とあるが、聞き取り率や重要項目における不詳者数の急増も背景にあると推察される。

2015年調査時は、「人口等基本集計」の国籍と年齢についてあん分処理が行われた。具体的には、①市区町村別のクロス集計表を作成し、②あん分対象項目の不詳を不詳以外のデータの構成比に応じたあん分により補完、③②から不詳補完値に関する「参考表」を作成するという手順で行われた。

2020年調査は、補完の対象が9項目（年齢、国籍、配偶関係、労働力状態、産業大分類、職業大分類、従業上の地位、従業地・通学地、5年前の常住地）となった。さらに年齢と国籍については、あん分の前処理を行った後にあん分処理を行う2段階で不詳補完値が算出された。国籍の前処理は、二人以上の世帯の場合、基本項目不詳世帯¹⁸⁾以外の世帯をドナーとしたホットデック法¹⁹⁾により、国籍の不詳が補完された。単身世帯については、コールドデック法²⁰⁾によ

16) 政府や自治体でも「やさしい日本語」の有効性が認識されつつあり、「国勢調査」でも一部の自治体がやさしい日本語を用いた広報活動を行っている。ただし、2020年調査まで「やさしい日本語」を用いた調査票は作成されていない。

17) 総務省統計局（2024a）、総務省統計局国勢統計課「令和2年国勢調査実施状況（実査編）」<https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kokusei/yusiki32/pdf/08sy0100.pdf>、総務省統計局国勢統計課「令和2年国勢調査の広報について」<https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kokusei/yusiki32/pdf/07sy0400.pdf>

18) 一般世帯のうち、すべての世帯員の年齢、世帯主との続き柄及び配偶関係がいずれも「不詳」である世帯。

19) 回答を得られているデータから、小地域、男女、世帯人員の構成、住宅の建て方が類似しているデータ（ドナー）を探し出し、ドナーの値を不詳となっている値の代わりとして代入する方法。

20) 小地域と男女が類似しているデータ（ドナー）を、回答データ（国勢調査データ）ではなく他のデータセット（在留外国人登録データ）から探し出し、ドナーの値を不詳となっている値の代わりとして代入する方法。

り、在留外国人登録データを用いて国籍の不詳が補完された。2020年調査では、日本人・外国人の別不詳者の国籍を2段階で補正し遡及集計した2015年調査の参考表も公表されている。

2020年調査で行われたホットデック法やコールドデック法による前処理の詳細（標本間の距離の定義など）は公開されていないが、算出された不詳補完値を原数値と比較することで、日本人・外国人の別不詳者が日本人と外国人にあん分された数を確認できる（表2）。まず、2015年調査のあん分処理（のみ）の場合、日本人・外国人の別不詳者105.8万人は、日本人103.5万人（97.8%）、外国人2.3万人（2.2%）にあん分された。前処理も行った2段階の遡及集計では、同数の不詳者数が日本人89.8万人（84.9%）、外国人16.0万人（15.1%）にあん分された。2つのあん分方法を比べると、前処理を行った遡及集計では前処理を行わなかった集計値よりも、日本人の不詳補完値が13.7万人減少し、同数の外国人の不詳補完値が増えている。外国人は留学生や技能実習生など若い単身世帯者が多いため、在留外国人登録データを用いるコールドデック法で国籍不詳者を補完した影響が大きいと考えられる。2020年調査では、日本人・外国人の別不詳者220.2万人が、日本人185.8万人、外国人34.5万人にあん分された。同年調査の不詳補完値人口に占めるあん分人口の割合は、日本人1.5%、外国人12.6%となり、不詳補完値の外国人数の1割以上が、2段階のあん分処理によって事後的に補完されたことがわかる。

Ⅲ－４．外国人労働者

「国勢調査」では、15歳以上の者に調査年の9月24日から30日までの1週間に仕事をしたかをたずね、労働力状態や就業者の産業・職業などに関する「就業状態等基本集計」を公表している。労働者の就業に関する基幹統計としては、「就業構造基本調査」や「労働力調査」（い

ずれも総務省統計局）もある。「就業構造基本調査」は、調査対象世帯の15歳以上の者を対象に、有業者か無業者か、有業者についてはふだんの就業・不就業の状態を5年ごとに調査する。「労働力調査」は、15歳以上の世帯員の就業状態を調べる月次調査である。どちらの統計調査にも回答者に外国人が含まれるが、「日本人・外国人の別」に関する設問がないため、外国人サンプルを抽出し集計することができない。そのため2024年までは、「国勢調査」が外国人の労働力状態や就業状態を調査し、日本人との異同を直接比較できる唯一の基幹統計であった。

「就業状態等基本集計」では2020年調査から、労働力状態、産業、職業、従業上の地位の原数値に含まれる不詳者について、あん分処理を行った不詳補完値を参考表として公表している。しかし、「就業状態等基本集計」は、「人口等基本集計」とは異なり、「日本人・外国人の別」と「国籍」の不詳補完は行われていない。そのため、2020年調査の就業状態について、日本人と外国人を分けない統計表では、不詳補完値の参考表も公表されるが、外国人の就業状態に関する統計表については、あん分処理を行わない原数値だけが公表されている。原数値から労働力率を算出すると、外国人の労働力率（2020年は77.9%）は日本人（同61.9%）よりもかなり高い。2段階の処理によって30万人以上が補完されることを試算した2020年調査の外国人「人口」に関する前項の考察を踏まえると、補完された外国人人口（ただし「就業状態等基本集計」には含まれない）にも数多くの就業者が含まれていると推測される²¹⁾。

Ⅲ－４－１．労働力状態

日本人と外国人の別が明らかな15歳以上の者については、外国人と日本人の別に労働力状態が報告される。なお外国人の労働力状態の不

21) 「人口等基本集計」において若い外国人単身世帯がより多く補完されている場合、「日本人・外国人の別」が不詳で「就業状態等基本集計」に含まれない者には、技能実習生や特定技能外国人、資格外活動許可を得て働く留学生が多いことが推測される。

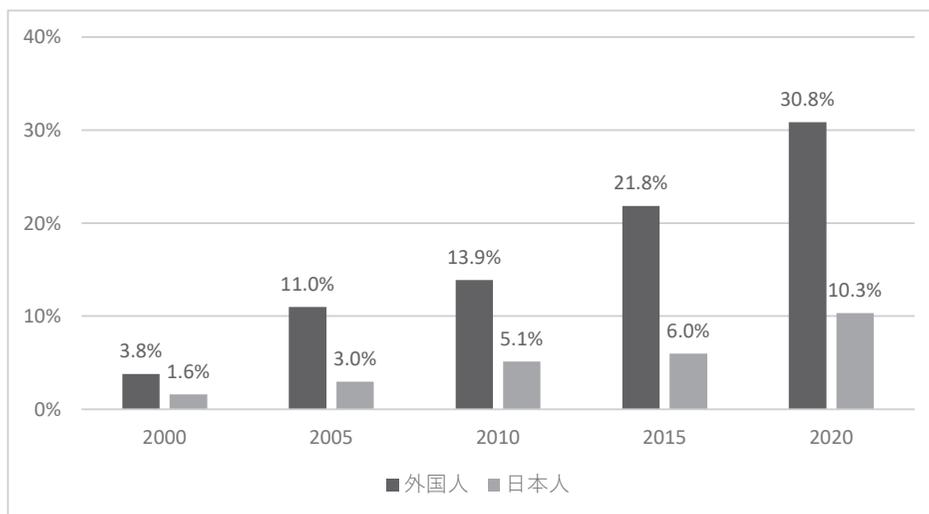
詳者の割合は、すべての調査年で日本人よりも高い（図3）。ただし2000年調査では、15歳以上人口に占める労働力状態「不詳」者の割合は外国人と日本人の間で大きな差はなかった（外国人3.8%、日本人1.6%）。2005年調査以降、外国人の不詳者割合は急増し、2020年調査では30.8%だった。労働力状態が不詳の外国人には、自身で調査に回答したものの就業状態に関する項目への記入が不十分であったり、近隣への聞き取り調査で外国人であることは把握できたものの労働力状態は調査できなかったなどの理由で、労働力状態が不詳となった者が多いと思われる。労働力状態が不詳の外国人の多くが就労していれば、「国勢調査」が報告する外国人就業者数は、実際の就業者数よりも過小である可能性が高い。このような労働力状態が不詳の外国人は、実際には仕事をしていても産業や職業別の集計値にも反映されない。

図4は、労働力状態の不詳者を除き算出し

た、外国人と日本人の就業率と失業者割合である。就業率は15歳以上人口に占める就業者の割合、失業者割合は労働力人口に占める失業者の割合として定義する²²⁾。外国人の就業率は日本人よりも高く、その差は経年的に拡大している。2020年調査では、外国人の就業率は日本人よりも14.5%ポイント高かった。これは、就労資格で在留する外国人が、居住資格や非就労資格で在留する外国人よりも相対的に増加していること（図1と図2）と対応させられる。失業者割合についても、外国人の方が日本人よりも高い傾向がある。

15歳以上人口のうち就業者と失業者以外の者が非労働力人口であり、その内訳をみると、外国人は「家事」と「通学」を理由とする者が多く、日本人は「その他」が多い。「その他」には引退した高齢者が多く含まれるので、非労働力人口の内訳の相違は、外国人と日本人の年齢構成の差を反映している可能性が高い。

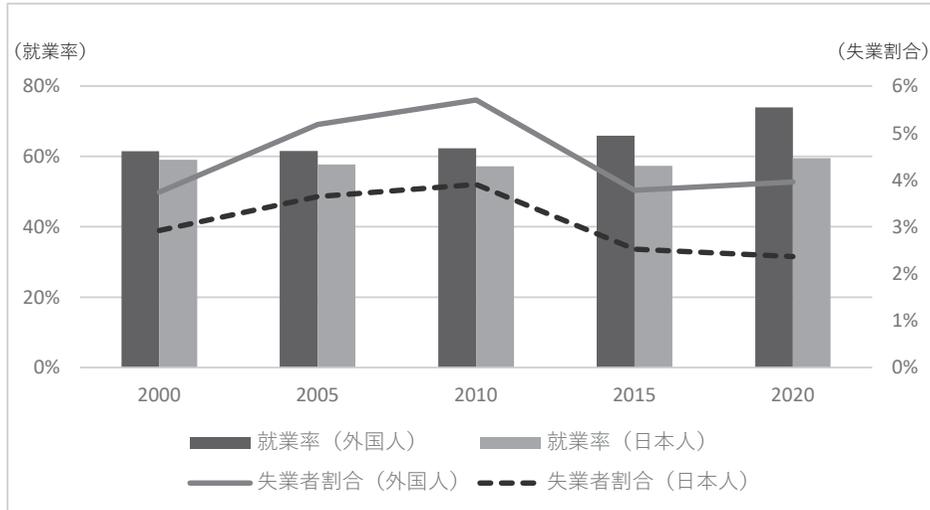
図3 15歳以上人口に占める労働力状態「不詳」者の割合



（出所）国勢調査

22) 「国勢調査」の「失業者」は、調査年の9月24日から9月30日までの1週間に仕事をしていない者が該当する。「労働力調査」の「完全失業者」は、ILOの国際基準に準拠し、(1)「仕事についていない」、(2)「仕事があればすぐつくことができる」、(3)「仕事を探す活動をしていた」者として定義される。「国勢調査」の失業者が、「労働力調査」の(2)と(3)の定義に該当するかは明らかではない。よって本稿では、労働力人口に占める失業者の割合を「完全失業率」ではなく「失業者割合」と呼称する。

図4 就業率と失業者割合



(出所) 国勢調査

就業者はさらに「主に仕事」、「家事のほか仕事」、「通学のかたわら仕事」を行う者と「休業者」に分類されるが、外国人の就業は在留資格に規定されることも少なくない。就労資格は、収入を伴う事業の運営や報酬を受ける活動を行うための在留資格であり、これらの資格で在留する外国人は「主に仕事」に該当する者が多いと思われる。非就労資格者は、Ⅱ－2節で述べたように、出入国在留管理庁から「資格外活動許可」を受ければ一定の範囲内で就労できる。そのため、在留資格「留学」の就業者は「通学のかたわら仕事」、在留資格「家族滞在」の就業者は「家事のほか仕事」に該当する者が多いと思われる。居住資格の在留者については、在留資格が就業形態を制約することはないため、就労資格者や非就労資格者とは異なり、仕事又はそれ以外のいずれが主たる活動であるかを推測することは困難である。

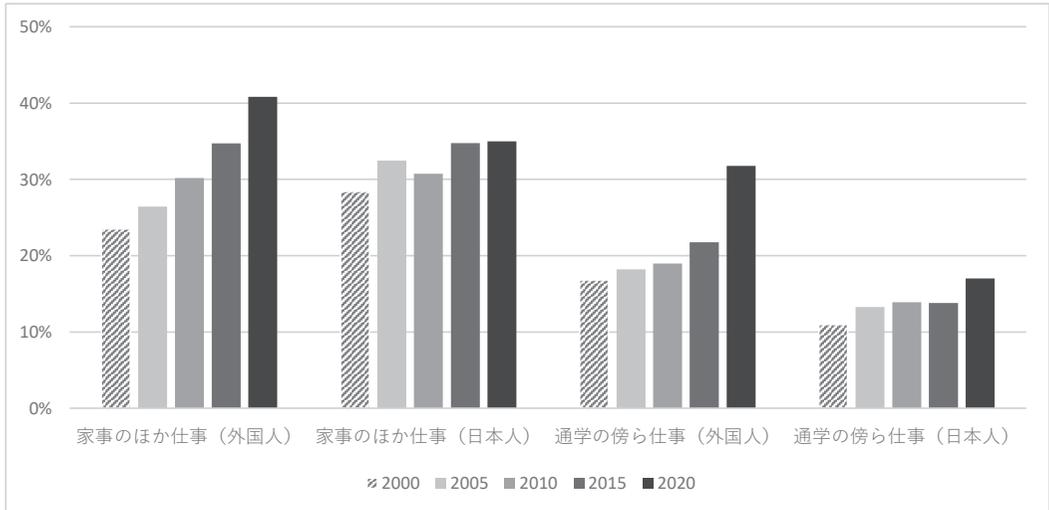
2000年から2020年にかけて、「家事のほか仕事」もしくは「通学のかたわら仕事」をする外国人の数はそれぞれ、1.7倍、2.1倍に増加した。この変化は、家事・通学と仕事を兼業する居住資格者や「資格外活動許可」を得た非就労資格者の増加に対応する。図5は、「家事のほ

か仕事」を行う就業者と家事を理由とした非労働力者の合計に占める前者（「家事のほか仕事」）の割合、「通学のかたわら仕事」を行う就業者と通学を理由とした非労働力者の合計に占める前者（「通学のかたわら仕事」）の割合を、外国人と日本人に分けて集計している。家事と通学いずれの場合も、外国人の方が仕事をしていない者の割合が高い。中でも2020年調査における通学のかたわら仕事をする外国人割合の伸びが大きい。これらの結果は、家事や通学にもつらに従事する外国人が相対的に減少し、家事や通学のかたわらパートやアルバイト労働者として仕事をする外国人家族や留学生が増えていることを意味している。

Ⅲ－4－2. 従業上の地位(自営業者と雇用者)

外国人の自営業者（個人事業主や家庭内職者も含む）数も、「国勢調査」でのみ把握できる外国人労働の特徴である。「従業上の地位」のうち、「雇人のある業主」と「雇人のない業主」を「自営業者」と定義すると、2020年調査の外国人自営業者は5.5万人だった。2000年と2010年調査ではそれぞれ6.9万人、5.0万人だったので、外国人自営業主はこの20年間ほとん

図5 「家事のほか仕事」および「通学のかたわら仕事」を行う者の割合



(出所) 国勢調査

ど増えなかったといえる。外国人自営業者の産業は第三次産業が70%以上を占め、特に「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業・小売業」が多い。このような外国人自営業者の少なさは、外国人就業者の90%以上が雇用者であることと表裏である²³⁾。

産業別の雇用者数は、「賃金構造基本統計調査」や「外国人雇用状況の届出状況」からも知ることができる²⁴⁾。しかし、農業分野など「国勢調査」でしか捉えられないグループもある。図6に示すように、農業分野では、日本人の自営業者と家族従業者が、1995年から2020年の間に約6割減少した。この間、日本人役員、雇用労働者、外国人雇用者の数は増えていたが、特に、外国人雇用者数は16.7倍（1,853人から30,929人）に激増した。このような日本の農業の就業構造の変化、特に外国人の受入れを前提とした雇用労働化は、第一次産業の事業所が含まれない「賃金構造基本統計調査」や調査対象が外国人に限定される「外国人雇用状況の届出

状況」からは、確認することができない。

Ⅲ-4-3. 最終卒業学校

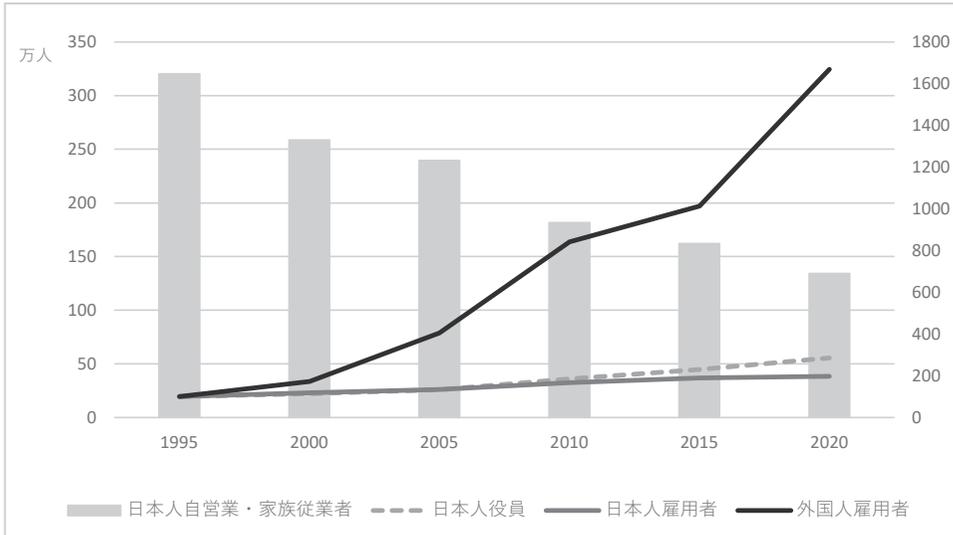
「国勢調査」は、10年ごとの大規模調査回で世帯員の教育を調査している。町北（2015）などでも外国人の最終卒業学校の種類（学歴）別の特徴を紹介しているが、この項目も不詳者が多い。2020年調査では外国人の34.6%、日本人の14.6%の最終卒業学校が「不詳」だった。

2020年調査では、2015年調査までの卒業者に関する選択肢「大学・大学院」が、「大学」と「大学院」に分割された。表3は、男女別にみた外国人と日本人の卒業者の最終卒業学校である。中学校や高校卒業者の割合は、外国人と日本人の間、男女間で大きく変わらない。一方、短大・高専卒業生、大学卒業生、大学院修了者は、いくつかの特徴を見出せる。まず男女差について、外国人は各最終学校の卒業生割合の男女差が小さく、日本人はその差が大きい。次に教育年数が長い者の割合は、例えば大学院修了

23) 2020年「国勢調査」で就業者に占める会社、団体、個人や官公庁に雇用される雇用者（役員を含む）の割合は、外国人93.4%、日本人88.5%（「従業上の地位」が不詳である者を除く）であった。なお2020年調査では、外国人の4.0%、日本人の1.9%が「従業上の地位」が不詳だった。

24) 「賃金構造基本統計調査」はサンプル調査のため、復元倍率を用いて労働者数を推計している。

図6 農業の就業構造の変化



(注) 棒グラフ (左軸) は日本人自営業家族従業者数, 折れ線グラフ (右軸) は 1995 年の日本人役員, 日本人雇用者, 外国人雇用者を 100 とした時の各労働者グループの指数である。

(出所) 国勢調査

者割合について外国人 7.3%, 日本人 2.3% であるなど, 外国人の方が高いことが分かる。このような外国人と日本人の最終卒業学校の差は, 大学卒業者や大学院修了者の入国在留を優遇する政策や, 日本人よりも若年層が多い外国人の年齢分布の差を反映している²⁵⁾。ただし, e-Stat では, 外国人就業者に限定した最終卒業学校の集計値は公表していない。

「国勢調査」ではほかにも, 世帯類型や移動人口などが調査されているが, e-Stat ではこれ

らの項目について外国人就業者を抽出集計した統計データは公表されていない。e-Stat に掲載されていない外国人就業者の配偶関係や世帯, 移動状況などは, 独立行政法人統計センターが提供するオーダーメード集計, 匿名データ, オンライン施設のいずれかを利用し分析することができる。ただし, これらのサービスを利用するためには, 利用の目的や要件を満たした上で, 手数料を納付し, 成果を公表することなどが統計法によって定められている。

IV. 外国人雇用状況の届出

IV-1. 概要と利用時の留意点

厚生労働省が取りまとめる「外国人雇用状況の届出」は, 外国人雇用者と外国人雇用事業者に関する業務統計 (行政記録情報等を用いて経

常的に作成されている統計) である。

外国人を雇用する事業主は, 雇入れと離職時に, 外国人の氏名, 国籍, 在留資格, 在留期間, 資格外活動許可の有無などを確認し, 事業所の

25) 「高度専門職」, 「技術・人文・国際業務」, 「特定活動 (未来創造人材)」などの在留資格は, 学歴要件が課され, これらの在留資格者は「永住」許可の取得でも優遇される。

表3 外国人と日本人の最終卒業学校別割合（2020年）

| | | 小学校 | 中学校 | 高校・旧中 | 短大・高専 | 大学 | 大学院 |
|-----|----|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 外国人 | 総数 | 1.5% | 12.4% | 41.0% | 11.3% | 26.5% | 7.3% |
| | 男 | 1.1% | 11.4% | 39.6% | 10.8% | 28.3% | 8.8% |
| | 女 | 1.9% | 13.3% | 42.1% | 11.6% | 24.9% | 6.1% |
| 日本人 | 総数 | 0.9% | 13.2% | 44.2% | 16.3% | 23.1% | 2.3% |
| | 男 | 0.5% | 12.7% | 43.1% | 9.1% | 30.8% | 3.8% |
| | 女 | 1.3% | 13.5% | 45.2% | 22.8% | 16.1% | 1.0% |

（注）「不詳」を除き集計。

（出所）国勢調査

名称と所在地、電話番号、雇用保険適用事業所番号、雇入れ（離職）年月日を厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが雇用対策法で義務付けられている²⁶⁾。厚生労働省は、各年10月末時点で有効な届出の情報を集計し、『外国人雇用状況』の届出状況まとめ』として翌年1月末頃に公表する。外国人「雇用者」に関する年次の全数調査であること、在留資格別の集計値も公表されることが、この統計の特長である。外国人を雇用する派遣・請負事業所の数やそこに雇用される外国人人数など間接雇用に関する情報は、他の政府統計では得ることができない。

2020年からは、在留カード番号も届出事項に加わったが、公表される集計項目（雇用者の国籍や在留資格、事業所の都道府県、産業、事業所規模など）は、2008年以降大きな変更はない。そのため、『外国人雇用状況』の届出状況まとめ』は、外国人雇用のトレンドを確認する統計として使い勝手がよく、5年に1回しか実施されない「国勢調査」よりも、日本の外国人労働者数の推移をみる統計として利用されることも多い。政府の資料や報道媒体でも頻繁に引用される。ただし、特別永住者が含まれない、

自営業者や家族従業員などの非雇用者が含まれないことなどから、『外国人雇用状況』の届出状況まとめ』の集計値が外国人「労働者」の全数とは異なることには留意が必要である。

現在は、事業主に雇用されるすべての外国人労働者（特別永住者と在留資格が「外交」・「公用」の者を除く）が届出の対象となる。しかし1993年から2006年までは、従業員50人以上の全事業所と、地域の実情や行政の必要性に応じて管轄の公共職業安定所が選定した従業員49人以下の事業所が調査対象だった。外国人を雇用する事業所の多くが中小企業であるにもかかわらず、多くの小規模事業所が調査されず、さらに任意調査という性格上、毎年の回収率は60%前後であった。そのため、2006年までの調査結果と届出が義務化された2007年以降の調査結果とは連続性がなく、2007年前後の数値を時系列で比較することは避けたほうがよい²⁷⁾。

『外国人雇用状況』の届出状況まとめ』については、ほかにも留意すべき点がある。上述したように、この統計は事業主が外国人の雇入れと離職の際にハローワークに届け出た情報を集

26) 届出事項の詳細については、町北（2022）を参照。

27) 旧外国人雇用状況報告の問題点は佐野（2002）などが議論している。

計する。このとき、2つ以上の事業所で働く外国人は、各事業所で雇用情報が登録されるため、政府が公表する外国人労働者の数値は「のべ人数」となる²⁸⁾。また、外国人雇用者の在留資格の変更情報が正確に反映されていない可能性もある。勤続中の外国人従業員が在留資格を更新しても、資格の変更をハローワークに届け出る必要はないため、入職時の在留資格情報で集計されている可能性があるからである²⁹⁾。さらに、「外国人雇用状況の届出」は、雇用保険の適用を受ける事業所ごとに届け出るが、外国人が届出の都道府県で就労しているとは限らない³⁰⁾。特に派遣・請負事業所に雇用されて数ヶ月ごとに就労場所が変わるような外国人の場合、届出を行った雇用元と実際の就労先の都道府県が一致しないことも少なくないと思われる。

Ⅳ-2. 外国人雇用者と外国人雇用事業所

図7は、2008年から2023年までの在留資格別の外国人雇用者数である。近年は、「技術・人文・国際業務」(技人国)、「特定技能」,「技能実習」,「永住者」の在留資格者が急増している。資格外活動許可を得て働く留学生の雇用者は2020年以降停滞し、「技人国」以外の専門的・技術的分野³¹⁾、「永住者」以外の居住資格の雇用者の伸びは相対的に小さい。「技人国」や「特定技能」などは、在留資格の新設や資格要件の緩和によって、雇用者数が急増した可能性が高い。

2024年10月末時点の外国人雇用者数は過去最多の230.3万人で、はじめて200万人を超えた2023年からさらに12.4%増加した。100万

人を突破した2016年の調査から10年も経たずに外国人雇用者数が倍増したことになる。同年に外国人を雇用した事業所数(34.2万か所)も過去最高だった。

図8は、2008年から2024年までの国籍別の外国人雇用者数である。現在、外国人雇用者の出身国で最も人数が多いのはベトナムだが、2019年までは中国が最大だった。ベトナム、フィリピン、インドネシアは技能実習制度の拡充とともに急増し、ネパールの増加は留学生の資格外活動の増加を反映している。韓国やG7等の先進諸国出身の雇用者数も増加しているが、2000年代以降に大きく増えたのは、アジアの開発途上国出身の雇用者だった。

この統計では、都道府県別・産業別の外国人雇用者数の集計値を公表している。産業別の外国人雇用者割合は、2024年調査では、製造業(26.0%)、サービス業(他に分類されないもの)(15.4%)、卸売業・小売業(13.0%)、宿泊業・飲食サービス業(11.9%)、建設業(7.7%)が多かった。外国人雇用者の多い産業やその構成比は、時系列で大きな変化はない。「国勢調査」でも、産業大分類別・都道府県の外国人就業者の構成比を集計できるが、「外国人雇用状況の届出」の数との乖離は小さい³²⁾。

外国人雇用事業所の規模も、「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」からわかる特徴である。例えば、外国人雇用事業所の労働者数は事業所規模別の集計が公表された2012年から一貫して30人未満が最も多い(図9)。2024年調査では、外国人雇用事業所のうち79.6%が労働者数

28) 詳細は、神林・橋本(2017)を参照。

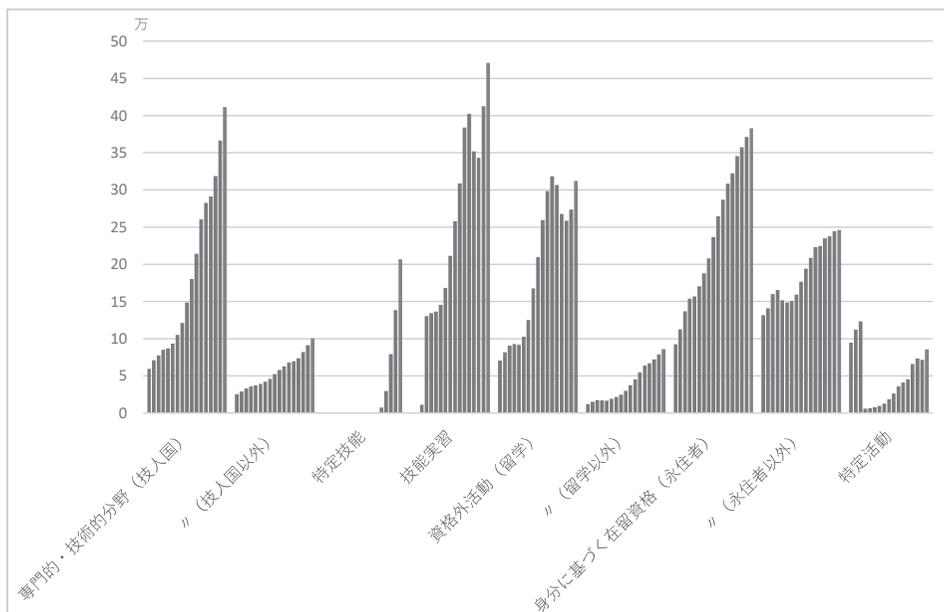
29) 就労資格者や「永住者」以外の居住資格者は、各在留資格が定める一定期間以上の在留後、出入国在留管理庁の許可を得て在留資格を「永住者」に変更する者が少なくない。そのため、「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」の公表値は、同一の事業者に長期勤続する就労資格者と「永住者」以外の居住資格者数が過大で、「永住者」の数が過小である可能性がある。また、「技能実習」から「特定技能」に変更した者についても、同一の事業所で継続雇用される場合、在留資格の変更が統計に反映されていない可能性がある。

30) 外国人雇用対策の在り方に関する検討会「外国人雇用対策の在り方に関する検討会中間取りまとめ—エビデンスに基づく外国人雇用対策の立案と官民が連携した分野横断的な支援に向けて」(2021年、37頁)

31) 本稿では、「特定技能」と「技能実習」を除く就労資格を「専門的・技術的分野の在留資格」と定義する。

32) 町北(2015)は、2000年から2010年の「国勢調査」を用いて、産業別外国人就業者数を男女別に詳しく分析している。

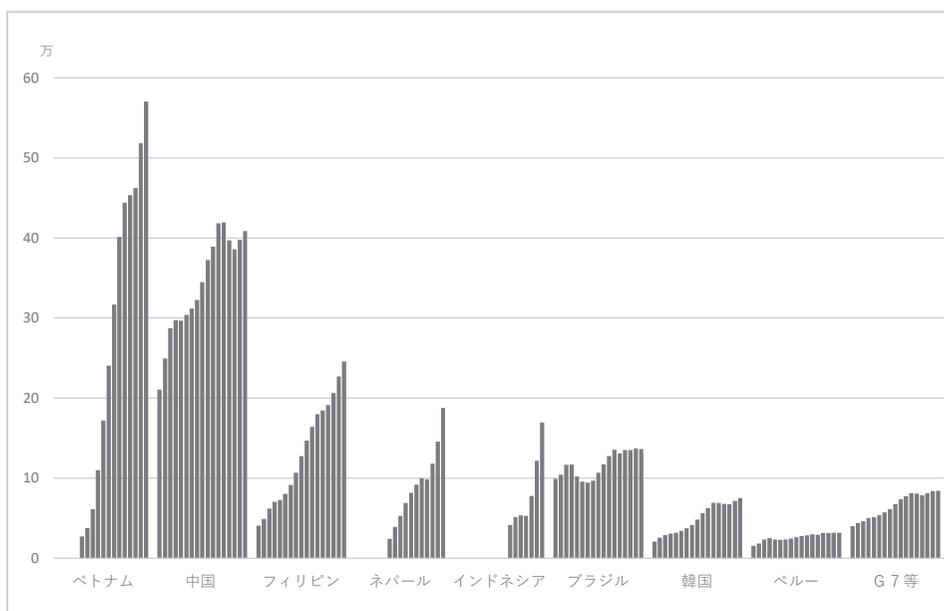
図7 在留資格別外国人雇用者数（2008-2024年）



(注) 「特定技能」は2019年から受入れが可能となった。「技能実習」は2010年に新設され、2009年まで技能実習生は「特定活動」が付与されていた。

(出所) 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

図8 国籍別外国人雇用者数（2008-2024年）



(注) ベトナムは2012年、ネパールは2014年、インドネシアは2018年から国籍別雇用者数が公表されている。G7等にはフランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアが含まれる。

(出所) 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

100人未満だった。外国人雇用事業所数は2012年から2024年までに2.9倍に増えたが、労働者数30人未満の事業所に限れば3.3倍に増え

ていた。小規模な事業所ほど外国人雇用が不可欠になっている様子が見え³³⁾。

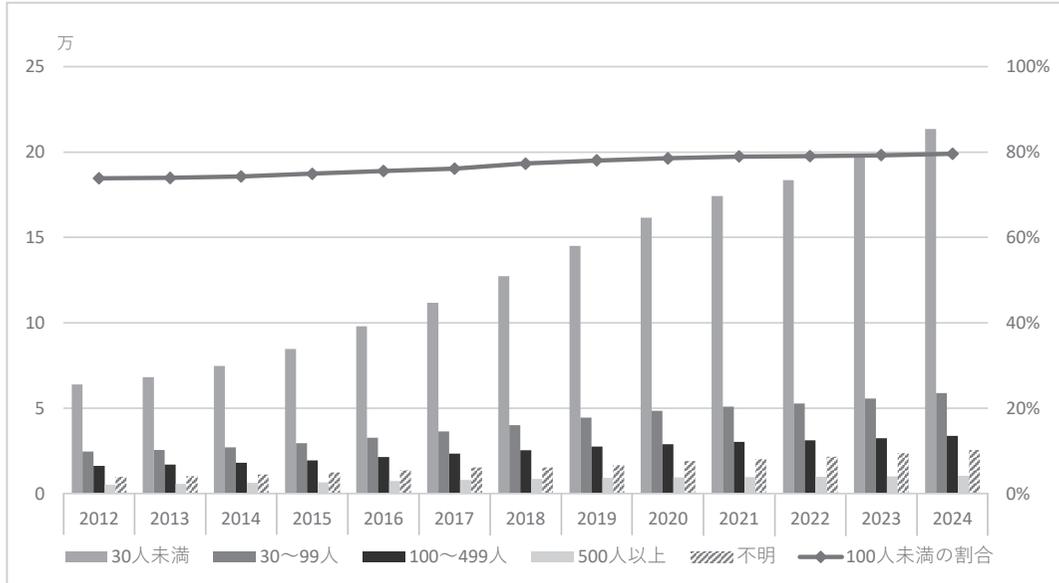
V. 賃金構造基本統計調査

「賃金構造基本統計調査」は、厚生労働省が労働者の賃金構造を把握するために行う年次の基幹統計である。1948年から実施されてきた賃金構造に関する一連の調査系列に属する調査統計として、雇用形態、就業形態、職種、男女、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に賃金の実態を明らかにする³⁴⁾。

調査の対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所と、10人以上の常用労働者を

雇用する公営事業所である。調査客体は、事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法で抽出される。事業所の層化は、都道府県、産業及び事業所規模別に行われ、目標精度は常用労働者の1人平均所定内給与額に設定されている。2015年以降の調査対象数は約7.8万事業所ではほぼ一定だが、有効回答率は低下傾向にある（2015年は75.1%、2023年は70.6%）。有効回答率は事業所規模が

図9 外国人雇用事業所数事業所規模別と小規模事業所の割合



(注) 棒グラフ(左軸)は事業所数、折れ線グラフ(右軸)は労働者数100人未満の事業所の割合である。

(出所)「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

33) 中小企業の外国人雇用については、橋本(2024)で詳しく議論している。

34) 本稿では、「賃金構造基本統計調査」の外国人労働者の賃金等に関する調査項目について記述する。「賃金構造基本統計調査」全般の特徴と研究分析で利用する際の留意点などは、川口・鳥谷部(2022)がまとめている。

小さいほど低く、2023年調査の有効回答率は、常用労働者数が10-29人の事業所は66.6%、5-9人の事業所は53.3%だった。

2019年より、この調査の「労働者に係る事項」に在留資格が追加された。在留資格を有する労働者は外国人に限られるため、調査票に在留資格が記入された労働者サンプルが「外国人労働者」として集計される³⁵⁾。e-Statでは、外国人労働者の所定内給与額などが一般労働者と短時間労働者に分けて公表されている。

ただし、日本で就労するすべての外国人が「賃金構造基本統計調査」の対象となるわけではない。「特別永住者」,「外交」,「公用」の資格で在留する外国人は、調査対象に抽出されても調査票に在留資格を記入しなくてもよい。「特別永住者」は、法令³⁶⁾で現在の在留資格が付与された1991年以来減少し続けており、2023年末時点で28.1万人、うち15歳以上の者は27.0万人である（「在留外国人統計」）。同年の「労働力調査」結果と同じ就業率（61.2%）を仮定すると、「特別永住者」の就業者数は16.5万人と推定される。

さらに、自営業者や役員、常用労働者数が4人以下の民営事業所の雇用者、第一次産業（農業・林業、漁業）の雇用者も、「賃金構造基本統計調査」の調査対象に含まれない。2020年の「国勢調査」では、外国人の自営業者と役員はそれぞれ、5.5万人と4.6万人、第一次産業で雇用される者は3.4万人だった。第二次産業と第三次産業で常用労働者が4人以下の事業所

に雇用される外国人数については、2021年の「経済センサス-活動調査」から算出した小規模事業者の常用雇用者割合（15.8%）と、2023年の「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」が報告する外国人雇用者総数（204.9万人）を用いて試算すると、32.4万人の外国人雇用者が推定された³⁷⁾。その結果、「賃金構造基本統計調査」の対象とならない外国人就業者は、「特別永住者」の推定就業者数と合わせて約63万人と試算された。

「賃金構造基本統計調査」で調査された外国人労働者の所定内給与額、年間賞与とその他特別給与額、勤続年数や所定内実労働時間数は、e-Statで産業や企業規模、雇用形態別に公表されている。例えば、図10は、外国人（一般労働者）の在留資格グループ別所定内給与額の分布特性値から作成した箱ひげ図である。この図より、専門的・技術的分野の外国人グループの賃金は、技能実習生や特定技能外国人よりも所定内給与額の中央値が高く、分散も大きいことがわかる。時系列で比較することで、技能実習生と特定技能外国人の所定内給与額の中央値が上昇していることも確認できる。

ただし、日本の規模別・産業別賃金格差の傾向を踏まえると、上で試算した「賃金構造基本統計調査」の調査対象に含まれない零細事業所や一次産業で雇用される外国人の平均賃金は、調査対象の外国人賃金よりも低い可能性が高い。その場合、「賃金構造基本統計調査」が報告する外国人の平均賃金は、外国人雇用者全体

35) 2018年以前の調査でも労働者サンプルに外国人が含まれていたと思われるが、日本人と外国人の別を区別する調査項目がなかったため、外国人に限定した賃金情報を集計できなかった。

36) 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成三年法律第七十一号）。

37) 「経済センサス」では、事業所の従業者規模別に常用雇用者数を公表している。2021年調査では、農林漁業を除く民営事業所（公務を除く）の常用雇用者（5,042万人）のうち15.8%（798.3万人）が、従業者が1-9人規模の事業所に雇用されていた。ここでの従業者には、常用雇用者のほか、有給役員や臨時雇用者も含まれる。そのため、「経済センサス」の従業者1-9人規模の事業所を、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者4人以下の民営事業所に概ね対応するとみなし、1-9人規模の事業所の雇用者割合を用いて小規模事業所に雇用される外国人数を試算した。ただし外国人は、日本人よりも規模の小さい企業で就労する割合が高いので（橋本2024）、小規模事業所に雇用される実際の外国人数は、この試算値よりも多いと考えられる。

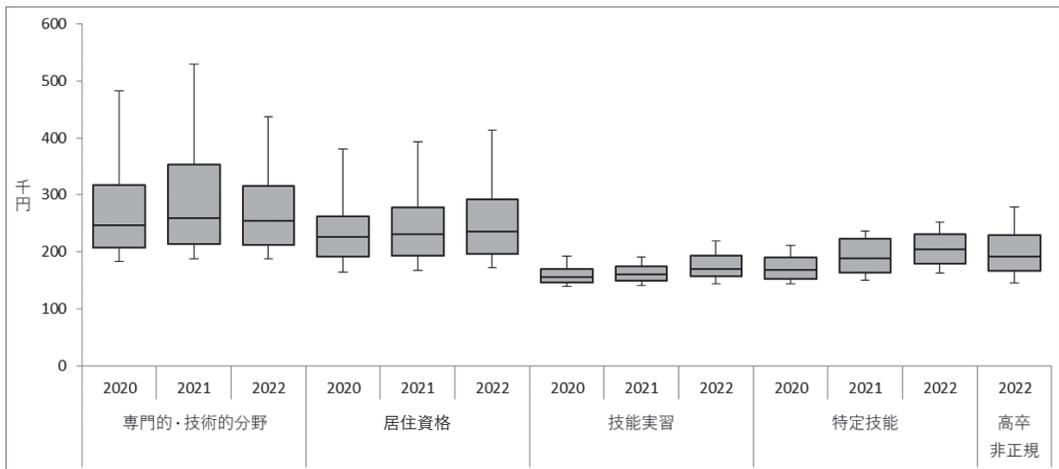
の平均賃金よりも幾分か高い傾向があると考えられる³⁸⁾。

なお、e-Stat では、一般労働者から外国人労働者を除いたグループ（日本人と「特別永住者」が含まれる）に関する統計表は公表していないため、公表データを用いて外国人と日本人の賃金を比較することはできない³⁹⁾。比較する場合は、特定区分の全ての労働者の平均や分布特性値と比べることになる。例えば、図 10 の右端には、2022 年調査の、高校卒非正規労働者（外国人も含む）の分布特性値を図示している。また、e-Stat では、年齢や学歴、性別などの属性別に外国人サンプルを集計した統計表も公表されていない。このような詳細項目の集計・分析

は、「国勢調査」と同様に、独立行政法人統計センターが定める「学術研究目的」や「デジタル社会形成統計利活用事業目的」などの利用要件を満たし、公的統計の二次的利用サービス（オーダーメイド集計や匿名データの利用）の利用を申請する必要がある。

本節を通じてみたように、「賃金構造基本統計調査」には、調査対象に含まれない外国人就業者が少ない、外国人に関する集計項目が限定的である、外国人と日本人の賃金等を直接比較できないなどの課題がある。それでも、調査項目に在留資格が追加され、公的統計ではじめて外国人の賃金や労働時間を把握できるようになった意義は大きい。

図 10 外国人雇用者の所定内給与（一般労働者）



(出所) 賃金構造基本統計調査

38) 「賃金構造基本統計調査」の有効回答率は事業所規模が小さいほど低いが、サンプルを母集団全体に膨らませる復元方法は、2020年調査から回収率の影響を受けない方法に変更されている。そのため、小規模事業所の回収率の低さが平均所定内給与額等の推計値に及ぼす影響は緩和されていると考えられる。

39) 橋本(2022)や是川(2023)、内閣府(2024)などでは、外国人と日本人の賃金を比較しているが、これらの研究は、統計法第33条の規定に基づき調査票情報（マイクロデータ）提供の申出を行い、二次的利用の許可を得て分析したものである。

VI. 外国人雇用実態調査

「外国人雇用実態調査」は、厚生労働省が外国人労働者の雇用実態や雇用管理、入職経路などを調査する目的で2023年に新設した一般統計調査である。第1回調査は、2023年10月から11月末に実施され、2024年内を目途に結果が公表される予定だった。しかし、2024年12月時点で結果はまだ公表されていないため、本節ではこの調査が新設された背景と、調査票から見出せる同調査の特徴をまとめた。

外国人の在留や就労、雇用については、前節までに紹介した公的統計を通じて把握できる事項も増えてきた。しかし、外国人の雇用管理や入職経路など、日本人とは異なることが想定されつつも、既存の統計では捕捉できない部分も残されていた。そこで、外国人を雇用する事業所とそこで働く外国人を同時に調査し、両調査結果を接合することで雇用者被用者マッチデータとして整理、分析できる枠組みを備えた調査統計が新設されることになった。

「外国人雇用実態調査」は、外国人雇用状況届出データと雇用保険適用事業所データを母集団情報として利用する。調査対象は、日本標準産業分類に基づく18大産業に属し、雇用保険被保険者5人以上で外国人労働者を1人以上雇用する事業所から無作為に選ばれた事業所（ただし、外国人労働者規模500人以上の層は全数が対象）と、そこに雇用される外国人常用労働者（1事業所あたり最大10人）である。事業所調査のサンプルは、産業（18区分）、事業所規模（5区分）、外国人労働者規模（2区分）を層とする層化無作為抽出によって選ばれる。労働者調査のサンプルは、事業所調査の対象事業所を第1次抽出単位、その事業所に雇用され

る外国人常用労働者を第2次抽出単位とする層化二段無作為抽出によって選ばれる。事業所内の外国人常用労働者の抽出数は、事業所内の外国人常用労働者数に応じて1～9人までは全数、10人以上の場合は10人となる。労働者調査の対象は、外国人常用労働者に限られるが、同じ事業所内の外国人と日本人の人的資本や処遇を比較できるように、事業所調査には、日本人常用労働者に関しても、最終学歴、就業形態、雇用形態、勤続年数、役職、職種、労働時間数やきまって支給する現金給与額などを回答するよう求めている。

この調査では、「賃金構造基本統計調査」では調査されない第一次産業（農業・林業、漁業）も調査対象となるが、対象事業所の範囲は異なる。具体的には、雇用保険被保険者⁴⁰⁾が4人以下の事業所でも短時間労働者が多く、常用労働者が5人以上であれば「賃金構造基本統計調査」の対象になるが、この調査の調査対象には含まれない。このような相違は、「賃金構造基本統計調査」は事業所母集団データベース、「外国人雇用実態調査」は雇用保険適用事業所データを母集団として用いることに起因する。

事業所と労働者双方の情報を含む雇用者被用者マッチデータを得るために、調査は以下のように実施される。まず、厚生労働省から調査事務を受託した民間事業者が、約9,000の調査対象事業所に郵送で調査票を配布する。このときに労働者調査票も同封されるので、事業所は、所内の外国人常用労働者から無作為に調査対象者を抽出する。事業所調査対象となった事業所は、調査事務を受託する民間事業者に郵送かオンラインで回答する。労働者調査の対象となっ

40) 雇用保険では、職場での呼称や雇用形態にかかわらず、1週間の所定労働時間が20時間未満の短時間労働者、31日以上雇用見込みがない労働者（臨時労働者と一部の常用労働者）が被保険者に該当しない。

た外国人は、郵送の場合はルビを振ったやさしい日本語と英語、オンラインの場合はやさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語の5言語から選択して回答する。回収率は、事業所調査50%、労働者調査30%と想定されている（三菱UFJリサーチ&コンサルティング2023）。

「事業所調査票」には、事業所担当者が、労働者の採用方針、外国人を雇用する理由や課題、人員の職種別過不足状況、雇用する外国人常用労働者と日本人常用労働者の属性などを記入する。「労働者」票の設問は、毎年項目と周期項目（1年目から3年目で設問が変化する）からなる。毎年項目は、在留資格の変更経験、生まれた国

や地域、日本と外国での卒業学校、母語や日本語能力などが含まれる。周期項目の1年目は、外国人の属性情報と入職経路が調査された。周期項目の2年目は、配偶者の就労状況、子供の有無と居住地、世帯収入や母国の家族への送金について、3年目は、転職希望、副業、自己啓発の有無についての調査が予定されている。

外国人自身がやさしい日本語や外国語で回答し、事業所調査と接合可能な仕組みを備えた「外国人雇用実態調査」は、外国人労働者に関する公的統計の新たな試みである。今後調査を重ねて、課題も明らかになる過程で、設問や選択肢が見直されたり、回答率や精度が高まるよう調査方法などが修正されたりするであろう。

Ⅶ. 統計間の比較と選択

表4は、これまでに紹介した外国人に関する公的統計の特徴を一覧にまとめたものである。調査範囲や実施周期、全数調査か標本調査かなど、調査統計ごとに様々な特徴がある。ただし、サンプルサイズの大きさや頻繁な引用が、必ずしも統計の精度や結果の信頼度を保証するものではない。そのような例を2つ紹介する。

一つ目の例は、「在留外国人統計」と「国勢調査」の外国人数と回答者の偏りである。「在留外国人統計」は「日本に住居地がある外国人」、 「国勢調査」は「（調査時点で）3か月以上住んでいるか、3か月以上住むことになっている者」を対象とする調査である。いずれも全数調査だが、外国人が調査時に再入国許可を得て日本を出国している場合には、「国勢調査」の調査対象に該当しない。一方で、同じ外国人について、一時帰国中も日本に住居地があれば、「在留外国人統計」の集計には含まれる。実際の居住（「国勢調査」）と日本の住居地の有無（「在留外国人統計」）のように、両統計間で調査対象が異なるため、報告される外国人数も一致しない。「特

別永住者」や「定住者」など、居住資格者が日本の在留外国人人口の大半を占めていた1990年代までは、「在留外国人統計」を100%とした場合の「国勢調査」の外国人人口は82-86%の範囲で安定していたが（石川2005）、2000年代以降、両者の乖離は拡大している（2000年から2015年は77-79%）。さらに近年の乖離の拡大は、一時出国者の増加だけが理由ではなく、Ⅲ-2節でも議論したように、「国勢調査」において「日本人と外国人の別」の不詳者が急増した影響も大きい。

「国勢調査」の外国人数が「在留外国人統計」より過小であったとしても、「国勢調査」の「日本人と外国人の別」や「国籍」、「労働力状態」などの不詳者がランダムに発生していれば、特性値の偏りの問題はそれほど深刻ではない。だが、外国人の場合、たとえば仕事や家庭の都合で日本と外国を頻繁に往来する者、調査員の来訪時に不在となりがちなる職業の者、調査の存在や回答方法に不案内な者、回答を手伝ってくれる日本人や同国人が身近にいない者など、調査

への不回答がランダムに発生しているとは考えにくい。逆に、日本に長く居住する中で調査への認知が高まったり、同僚や近隣からの支援を得やすい地域に居住していたりする外国人ほど、調査統計に協力的であるとも考えられる。このように特定の属性の人々が調査に回答する傾向が高（低）ければ、全数調査であっても外国人の母集団の生活や仕事の様態とは異なる特徴が報告される可能性があり、回答者の偏りは調査結果の質にも影響する。

二つ目の例は、外国人の雇用形態に関する実態と自己認識の間の齟齬である。2020年「国勢調査」では、農業分野の外国人雇用者は3.1万人、同年の「外国人雇用状況の届出」で報告された農業分野の外国人は3.8万人だった。「国勢調査」の雇用者数が、全数調査の業務統計である「外国人雇用状況の届出」より少ないことは上の例と共通だが、ここでは外国人労働者の「従業上の地位」に注目する。「国勢調査」から、農業に従事する外国人雇用者の従業上の地位をみると、「正規の職員・従業員」が1.3万人、「労働者派遣事業事業所の派遣社員」が0.1万人、「パート・アルバイト・その他」が1.7万人だった。農業分野の外国人就業者の大半が技能実習生と特定技能外国人であることは他の調査統計から確認でき⁴¹⁾、技能実習生や特定技能外国人はフルタイムの直接雇用が原則となる。一方「国勢調査」では、勤め先での呼称をもとに「従業上の地位」を回答するので、正社員に近い働き方をしている農業分野の外国人でも、自身をパートやアルバイト（のような地位にある）と考えている者が少なくないことがわかる。つまり、技能実習生や特定技能外国人は、勤め先での呼称や同じ職場の正社員との処遇差などから、従業上の地位についての自己認識が二分されている様子がうかがえる。そのため、「国勢調査」を用いて外国人と日本人の従業上の地位を比較し、「外国人のほうが日本人よりも非正規雇用

が多い」とするような議論は、外国人と日本人の実際の雇用形態の違いではなく、従業上の地位に関する自己認識の差の顕在とを誤認している可能性がある。

各統計の特徴を理解した上で、目的に適した統計を選択し、選んだ統計が明らかにできる範疇での正確な議論が重要である。

41) 農林水産省「農業分野における外国人材の受入れ」<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-101.pdf>

表4 外国人に関する調査統計の特徴

| | 出入国管理統計 | 在留外国人統計(旧登録外国人統計) | 国勢調査 | 「外国人雇用状況」の届出状況 | 賃金構造基本統計調査 | 外国人雇用実態調査 |
|---------------------------|-----------------|-------------------|---------------|--|--------------------------------|---|
| 実施主体 | 法務省 | 法務省 | 総務省 | 厚生労働省 | 厚生労働省 | 厚生労働省 |
| 統計分野(小分類) | 人口移動 | 人口 | 人口 | - | 賃金・労働条件 | 賃金・労働条件 |
| 統計の種類 | 業務統計 | 業務統計 | 基幹統計 | 業務統計 | 基幹統計 | 一般統計 |
| 回答者 | - | - | 世帯 | - | 事業所 | 事業所、労働者 |
| 調査開始年 | 1950年 | 1960年 | 1920年 | 1993年 | 1948年 | 2023年 |
| 外国人データの利用可能年 | 1962年 | 1960年 | 1950年 | 2008年 | 2019年 | 2023年 |
| 実施周期 | 月、年 | 年2回 | 5年ごと | 年 | 年 | 年 |
| 活用されている行政記録情報 | 外国人出入国記録マスタファイル | 外国人出入国記録マスタファイル | 住民基本台帳 | 雇用保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者資格喪失届、外国人雇用状況届出書 | 事業所母集団データベース | 外国人雇用状況届出データ、雇用保険適用事業所データ |
| 調査方法 | 全数調査 | 全数調査 | 全数調査 | 全数調査 | 標本調査 | 標本調査 |
| 調査範囲 | 出入(帰)国者数 | 日本に住居地がある外国人 | 居住者 | 外国人雇用事業所、外国人雇用者 | 雇用者 | 外国人雇用事業所、雇用者 |
| (標本の)調査対象 | - | - | - | - | 事業所：7.8万社(R5) | 事業所：9,000社、外国人常用労働者：1-9人までは全数、10人以上は10人 |
| 調査範囲に含まれない、又は数を把握できないグループ | 労働者 | 労働者 | 再入国許可を得て出国中の者 | 特別永住者、自営業者 | 特別永住者、自営業者、第一次産業、常用労働者4人以下の事業所 | 特別永住者、自営業者、雇用保険被保険者4人以下の事業所 |
| 調査されない主要項目 | 労働力状態 | 労働力状態 | 在留資格、企業規模、賃金 | 教育、職種、賃金 | 国籍 | 事業所：売上高、付加価値額 |

(注) 「『外国人雇用状況』の届出状況」は e-Stat に非掲載のため、統計分野は不詳。在留外国人統計の開始年は調査結果をまとめた年報の刊行年。国勢調査の利用可能年は、日本人と外国人別の調査結果が e-Stat で利用可能な年。「『外国人雇用状況』の届出状況」は現行の全数調査となった 2008 年を利用可能年とした。

(出所) 筆者作成

VIII. おわりに

2010年代前半までは、公的統計を通じて把握できる外国人労働に関する項目は限定的で、官民の団体が実施する随時の調査によってはじめてわかる外国人労働者の特徴も多かった。ただし、このような調査は、標本が母集団を反映していない、1回限りの実施のため調査対象グループの継続的な変化を追跡できないなど、調査結果の質に関わる課題を抱えていた。2010年代後半以降は外国人在留者の急増とともに、外国人の仕事や生活の状態を継続的に把握する必要性が共有されるようになり、既存統計の改善や新統計の実施など外国人に関する公的統計の拡充が進んだ。今後は、公的統計が重要項目を継続的に調査し、速報性が求められたり公的統計がカバーできない部分は小規模な調査報告が補完するという、調査間の役割分担が重要になるだろう。

しかし、調査員の担い手不足やオンライン調

査の利用率の低迷、回答率の低下などの公的統計を取り巻く困難が、近い将来に好転するとは考えにくい。さらに、外国人本人が回答する調査統計の場合は、調査の認知や回答言語の壁があり、外国人雇用企業が回答する調査統計では、外国人雇用の大部分を占める中小企業の非回答の多さという問題もある。外国人や中小企業の調査協力への負担を軽減しつつ、精度の高い統計を作成するためには、外国人や事業所・企業の協力を依拠した調査統計から、業務統計等の行政記録情報の一層の利活用に軸足を置くことも一案と思われる。例えば、在留資格の申請情報や、入職・離職時の労働保険情報、法人税や所得税の税務データなどは、回答者の負担を増やすことなく精度の高い情報を提供するという点で有用性が高く、このようなデータを用いた分析は外国人の就労の実態をより詳らかにするだろう。

参 考 文 献

- 石川義孝（2005）「外国人関係の2統計の比較」『人口学研究』, 37, pp.83-94.
- 宇南山卓（2022）「国勢調査」『日本労働研究雑誌』, No. 741, pp.6-9.
- 川口大司, 鳥谷部貴大（2022）「賃金構造基本統計調査」『日本労働研究雑誌』, No. 741, pp.18-21.
- 神林龍, 橋本由紀（2017）「移民・外国人労働者のインパクト：研究動向と日本におけるデータ」, 川口大司編『日本の労働市場：経済学者の視点』, 有斐閣, pp.182-213.
- 小池司朗（2022）「近年における外国人人口の地域分布」『人口問題研究』, 78（3）, pp.419-430.
- 是川夕（2023）「日本における外国人労働者の賃金決定構造：日本人との賃金格差に注目した分析」IPSS Working Paper Series, No.67.
- 佐野哲（2002）「外国人労働者の雇用に関するパネルデータの分析」一橋大学経済研究所ディスカッションペーパー, No. 94.
- 総務省統計局（2024a）『統計百五十年史下巻』
- 総務省統計局（2024b）『令和2年国勢調査最終報告書 日本の人口・世帯』
- 内閣府（2024）『令和6年度経済財政白書』
- 橋本由紀（2022）「日本の労働市場と外国人労働者：外国人の賃金率、雇用企業の生産性」, 『外国人労働者の適正な受入れと多文化共生社会の形成に向けて：外国人労働者の受入れのあり方と多文化共生社会の形成に関する調査研究会報告』, 連合総研, pp.40-56.

- 橋本由紀（2024）「育成就労制度の創設と特定技能制度の適正化が中小企業に及ぼす影響—外国人労働者政策の30年と主要外国人グループの特徴を踏まえた考察—」『日本政策金融公庫論集』, 63, pp.67-90.
- 福山宏, 橋本由紀（2025）「専門的・技術的分野の在留資格の理念型と現実的変容」*RIETI Policy Discussion Paper*, (近刊).
- 町北朋洋（2015）「日本の外国人労働力の実態把握：労働供給・需要面からの整理」『日本労働研究雑誌』, No. 662, pp.5-26.
- 町北朋洋（2022）「外国人雇用状況の届出」『日本労働研究雑誌』, No. 741, pp.42-45.
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2023）『外国人の雇用状況に係る統計調査の新設に関する研究会報告書』